

2022年10月19日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号

株式会社 I C

代表取締役社長執行役員

齋藤 良二

(コード番号 4769：東証スタンダード市場)

問合せ先

取締役上席執行役員管理本部長

大代 一寿

TEL：03-5753-1211 FAX：03-5753-1220

## 本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月19日開催の取締役会において、2022年12月16日開催予定の第45回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議すること、及び本株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本店移転

##### (1) 変更の理由

会社を取巻く環境の変化を捉え、事業の次なる躍進を図ると共に事業の効率化及びオフィス機能の強化を目的に、新オフィスに移転するものであります。

##### (2) 新本店所在地

東京都港区港南二丁目 15 番 3 号 品川インターシティ C 棟 7 階

##### (3) 本店移転日

2023年12月開催予定の第46回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する予定であります。

##### (4) 業績への影響

本件による2022年9月期の連結業績予想に与える影響は軽微であります。今後、業績予想の修正が必要となった場合は、速やかに開示いたします。

※本移転は、2022年12月16日開催予定の第45回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 本店移転

上記「1. 本店移転」に伴い、現行定款第3条の変更を行うものであります。

なお、この変更につきましては、2023年12月開催予定の第46回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の付則を設けるものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第 14 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第 14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 14 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、付則を設けるものであります。

### 3. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 2 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第 4 条～第 13 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第 15 条～第 36 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第 1 条～第 2 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第 4 条～第 13 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 15 条～第 36 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p><u>(本店の所在地変更の効力発生日)</u></p> <p>第 1 条 定款第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2023 年 12 月に開催を予定する第 46 回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。</p>

<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2. 本条の規定は、本店移転の効力発生日 経過後にこれを削除する。</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日 を株主総会の日とする株主総会について は、変更前定款第 14 条（株主総会参考 書類等のインターネット開示とみなし提 供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会 の日から 3 か月を経過した日のいずれか 遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------------	---

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 12 月 16 日（予定）  
定款変更の効力発生日 2022 年 12 月 16 日（予定）

以 上